



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和6年3月26日火曜日 第495号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（人事課）... 165
 愛媛県公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則.....（環境・ゼロカーボン推進課）... 166
 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則.....（薬務衛生課）... 168
 愛媛県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....（農地整備課）... 170

告 示

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正.....（林業政策課）... 171
 林業用種苗生産事業者の登録.....（森林整備課）... 171
 都市計画の変更（一部変更）.....（都市計画課）... 171
 指定居宅サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 172
 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）... 172
 指定障害児通所支援事業者の指定.....（中予地方局地域福祉課）... 172
 指定障害児通所支援事業の廃止.....（ " ）... 172
 指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）... 172
 指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....（ " ）... 173
 介護医療院の開設の許可.....（ " ）... 173
 指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " ）... 173
 道路の区域変更（県道柳谷美川線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 173
 道路の供用開始（県道美川松山線外）.....（ " ）... 173
 指定居宅サービス事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）... 174
 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 174
 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線外）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 174

公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 174
 情報入出力管理システムの借入れ.....（警察本部会計課）... 175

人事委員会規則

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 175

公安委員会規則

警備業法施行細則及び愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（警察本部生活環境課）... 181

県 議 会 告 示

愛媛県議会会議規則の一部を改正する規則.....（議会事務局）... 183

公営企業管理規程

愛媛県公営企業職員特殊勤務者就業規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 184

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第8号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合若しくは同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第9号

愛媛県公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則

(愛媛県公害防止条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県公害防止条例施行規則(昭和47年愛媛県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(水素イオン濃度等の項目)</p> <p>第7条 条例第2条第7項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) <u>大腸菌数</u></p> <p>別表第11(第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">健康項目に係る排水基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">1～4 省略</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>六価クロム化合物</td> <td><u>1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム</u></td> </tr> <tr> <td>6～9 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> <p>別表第12(第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">環境項目に係る排水基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">1～13 省略</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td><u>大腸菌数</u> (単位1ミリリットルにつきコロニ形成単位)</td> <td>日間平均<u>800</u></td> </tr> </table>	1～4 省略			5	六価クロム化合物	<u>1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム</u>	6～9 省略			備考	省略		1～13 省略			14	<u>大腸菌数</u> (単位1ミリリットルにつきコロニ形成単位)	日間平均 <u>800</u>	<p>(水素イオン濃度等の項目)</p> <p>第7条 条例第2条第7項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) <u>大腸菌群数</u></p> <p>別表第11(第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">健康項目に係る排水基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">1～4 省略</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>六価クロム化合物</td> <td><u>1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム</u></td> </tr> <tr> <td>6～9 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> <p>別表第12(第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">環境項目に係る排水基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">1～13 省略</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td><u>大腸菌群数</u> (単位1立方センチメートルにつき個)</td> <td>日間平均<u>3,000</u></td> </tr> </table>	1～4 省略			5	六価クロム化合物	<u>1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム</u>	6～9 省略			備考	省略		1～13 省略			14	<u>大腸菌群数</u> (単位1立方センチメートルにつき個)	日間平均 <u>3,000</u>
1～4 省略																																					
5	六価クロム化合物	<u>1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム</u>																																			
6～9 省略																																					
備考	省略																																				
1～13 省略																																					
14	<u>大腸菌数</u> (単位1ミリリットルにつきコロニ形成単位)	日間平均 <u>800</u>																																			
1～4 省略																																					
5	六価クロム化合物	<u>1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム</u>																																			
6～9 省略																																					
備考	省略																																				
1～13 省略																																					
14	<u>大腸菌群数</u> (単位1立方センチメートルにつき個)	日間平均 <u>3,000</u>																																			

備考 省略

備考 省略

(愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(平成27年愛媛県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる有害物質の種類についての同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(愛媛県公害防止条例(昭和44年愛媛県条例第23号。以下「条例」という。)第34条第1項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)から公共用水域に排出される水(以下「排水水」という。)の汚染状態に係る同項の排水基準(以下「排水基準」という。)は、当分の間、改正後の愛媛県公害防止条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第11の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる有害物質の種類についての同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(愛媛県公害防止条例(昭和44年愛媛県条例第23号。以下「条例」という。)第34条第1項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)から公共用水域に排出される水(以下「排水水」という。)の汚染状態に係る同項の排水基準(以下「排水基準」という。)は、当分の間、改正後の愛媛県公害防止条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第11の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		
有害物質の種類	業 種	許 容 限 度	有害物質の種類	業 種	許 容 限 度
			カドミウム及びその化合物	金属鉱業	1リットルにつきカドミウム0.08ミリグラム
				非鉄金属第一次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	1リットルにつきカドミウム0.09ミリグラム
				非鉄金属第二次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
				溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
フッ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	1リットルにつきフッ素12ミリグラム	フッ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	1リットルにつきフッ素15ミリグラム
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	1リットルにつきフッ素15ミリグラム		うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	1リットルにつきフッ素40ミリグラム		電気めっき業(1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	
				電気めっき業(1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	1リットルにつきフッ素50ミリグラム
備考 省略			備考 省略		
<p>3 次の表の左欄に掲げる項目についての同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(当該特定事業場が同時に他の業種に属する場合を含む。)の排水の汚染状態に係る排水基準は、当分の間、新規則別表第12の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			<p>3 次の表の左欄に掲げる項目についての同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(当該特定事業場が同時に他の業種に属する場合を含む。)の排水の汚染状態に係る排水基準は、当分の間、新規則別表第12の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量 (単位1 リットル につきミ リグラ ム)	電気めっき業	4
備考 省略		

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量 (単位1 リットル につきミ リグラ ム)	金属鉱業	5
	電気めっき業	
備考 省略		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県公害防止条例施行規則第7条及び別表第12の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の表の左欄に掲げる有害物質の種類についての同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(愛媛県公害防止条例(昭和44年愛媛県条例第23号。以下「条例」という。)第34条第1項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)から公共用水域に排出される水(以下「排水」という。)の汚染状態に係る同項の排水基準(以下「排水基準」という。)は、当分の間、第1条の規定による改正後の愛媛県公害防止条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第11の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

有害物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物	電気めっき業	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
備考 新規則別表第3の1の項に掲げる施設には、適用しない。		

- 3 前項の特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなして、同項の規定を適用する。
- 4 この規則施行の際現に設置されている条例第2条第7項の排水施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する特定事業場に係る排水の六価クロム化合物についての排水基準は、この規則の施行の日から6月間は、新規則別表第11及び前2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○愛媛県規則第10号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和42年愛媛県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前											
<p>様式第2号(第7条関係)</p> <p>製菓衛生師免許申請書</p> <p>省略</p> <p>氏名</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製菓衛生師免許の取消処分の有無</td> <td>無 有 { 免許の取消処分を受けたことがある場合は、その取消処分をした都道府県知事、年月日及びその理由を記載すること。 }</td> </tr> <tr> <td>旧姓又は通称名併記の希望の有無</td> <td>無 有 { 併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を記載すること。 }</td> </tr> </table>		省略		製菓衛生師免許の取消処分の有無	無 有 { 免許の取消処分を受けたことがある場合は、その取消処分をした都道府県知事、年月日及びその理由を記載すること。 }	旧姓又は通称名併記の希望の有無	無 有 { 併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を記載すること。 }	<p>様式第2号(第7条関係)</p> <p>製菓衛生師免許申請書</p> <p>省略</p> <p>氏名</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>製菓衛生師免許の取消処分の有無</td> <td>無 有 { 免許の取消処分を受けたことがある場合は、その取消処分をした都道府県知事、年月日及びその理由を記載すること。 }</td> </tr> </table>				製菓衛生師免許の取消処分の有無	無 有 { 免許の取消処分を受けたことがある場合は、その取消処分をした都道府県知事、年月日及びその理由を記載すること。 }
省略													
製菓衛生師免許の取消処分の有無	無 有 { 免許の取消処分を受けたことがある場合は、その取消処分をした都道府県知事、年月日及びその理由を記載すること。 }												
旧姓又は通称名併記の希望の有無	無 有 { 併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を記載すること。 }												
製菓衛生師免許の取消処分の有無	無 有 { 免許の取消処分を受けたことがある場合は、その取消処分をした都道府県知事、年月日及びその理由を記載すること。 }												

添付書類 省略

省略

様式第3号(第7条関係)

製菓衛生師 申請書

名簿訂正
 名簿登録消除
 免許証書換え交付
 免許証再交付

愛媛県収入証紙
 貼付欄

省略

1 登録番号 登録年月日	第 号 年 月 日登録
省略	
6 旧姓又は通称 名	
7 その他	
省略	

備考 省略

	記入する欄	添付書類
名簿訂正申請の場合	1 2 3 4 5	口
名簿登録消除申請の場合	1 2 (7)	省略
免許証書換え申請の場合	1 2 3 4 5 (6)	省略
省略		
1 登録消除の申請者が、製菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)第4条第2項に規定するものである場合は、その申請をする理由並びに当該製菓衛生師の本籍地(外国人の場合は、国籍)、住所、氏名及び生年月日を7欄に記入すること。		
2 書換えの申請者が、旧姓又は通称名併記を希望する場合は、その旧姓又は通称名を6欄に記入すること。		

様式第4号(第7条関係)

製菓衛生師試験受験願書

愛媛県収入証紙 省略
 貼付欄

省略

写 真 貼 付 欄	(ふりがな) 氏 名	
	省略	
出願前6箇月以内に写した名刺型(正面、無帽、上半身)のものを貼付してください。		

添付書類 省略

省略

様式第3号(第7条関係)

製菓衛生師 申請書

名簿訂正
 名簿登録消除
 免許証書換え交付
 免許証再交付

愛媛県収入証紙
 ちよう付欄

省略

1 登録番号 登録年月日	第 号 年 月 日登録	性別	男 女
省略			
6 その他			
省略			

備考 省略

	記入する欄	添付書類
名簿訂正申請の場合	1 2 3 4 5	イ口
名簿登録消除申請の場合	1 2 (6)	省略
免許証書換え申請の場合	1 2 3 4 5	省略
省略		
登録消除の申請者が、製菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)第4条第2項に規定するものである場合は、その申請をする理由並びに当該製菓衛生師の本籍地(外国人の場合は、国籍)、住所、氏名及び生年月日を6欄に記入すること。		

様式第4号(第7条関係)

製菓衛生師試験受験願書

愛媛県収入証紙 省略
 ちよう付欄

省略

写 真 ち よ う 付 欄	(ふりがな) 氏 名	性別	男 女
	省略		
出願前6箇月以内に写した名刺型(正面、無帽、上半身)のものをちよう付してください。			

年 月 日 撮影	年 月 日 撮影
注 省略	注 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている改正前の製菓衛生師法施行細則様式第2号及び様式第3号の規定による申請書は、それぞれ改正後の製菓衛生師法施行細則様式第2号及び様式第3号の規定による申請書とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前の製菓衛生師法施行細則様式第2号から様式第4号までの規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

(愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)

4 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。 (1)~(37) 省略	申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。 (1)~(37) 省略
<u>(38) 省略</u>	<u>(38) 製菓衛生師法施行細則(昭和42年愛媛県規則第26号)様式第2号</u>
<u>(39) 省略</u>	<u>(39) 省略</u>
<u>(40) 省略</u>	<u>(40) 省略</u>
<u>(41) 省略</u>	<u>(41) 省略</u>
<u>(42) 省略</u>	<u>(42) 省略</u>
<u>(43) 省略</u>	<u>(43) 省略</u>
<u>(44) 省略</u>	<u>(44) 省略</u>
<u>(45) 省略</u>	<u>(45) 省略</u>
<u>(46) 省略</u>	<u>(46) 省略</u>
<u>(47) 省略</u>	<u>(47) 省略</u>
<u>(48) 省略</u>	<u>(48) 省略</u>
<u>(49) 省略</u>	<u>(49) 省略</u>
<u>(50) 省略</u>	<u>(50) 省略</u>
<u>(51) 省略</u>	<u>(51) 省略</u>
<u>(52) 省略</u>	<u>(52) 省略</u>
<u>(53) 省略</u>	<u>(53) 省略</u>
<u>(54) 省略</u>	<u>(54) 省略</u>
<u>(55) 省略</u>	<u>(55) 省略</u>
<u>(56) 省略</u>	<u>(56) 省略</u>
<u>(57) 省略</u>	<u>(57) 省略</u>
<u>(58) 省略</u>	<u>(58) 省略</u>
<u>(59) 省略</u>	<u>(59) 省略</u>
<u>(60) 省略</u>	<u>(60) 省略</u>
<u>(61) 省略</u>	<u>(61) 省略</u>

○愛媛県規則第11号

愛媛県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和45年愛媛県規則第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details changes to Article 2 regarding the specification of land improvement projects.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第244号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程（昭和30年3月愛媛県告示第222号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の項第1号の改正規定は、告示の日から施行し、令和5年11月29日から適用する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details changes to Annex 1 regarding forest environment improvement projects.

○愛媛県告示第245号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

Registration table for forestry seedling producers with columns for registration number, name, address, production content, and business location.

○愛媛県告示第246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

- 四国中央都市計画道路
3・2・1塩谷川東線
2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 追加する部分 四国中央市川之江町、金生町下分、金生町山田井、上分町の各一部
(2) 削除する部分 四国中央市川之江町、金生町下分、金生町山田井、上分町の各一部

○愛媛県告示第247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和6年3月26日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社エバック	ニカサ新居浜店	愛媛県新居浜市久保田町二丁目10番12号	令和6年2月7日	訪問入浴介護

○愛媛県告示第248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和6年3月26日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社エバック	ニカサ新居浜店	愛媛県新居浜市久保田町二丁目10番12号	令和6年2月7日	介護予防訪問入浴介護

○愛媛県告示第249号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和6年3月26日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3853500100	合同会社三条	愛媛県伊予郡砥部町重光235番地6	矢原和恵	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスいつき	愛媛県伊予郡砥部町重光235番地6	令和6年4月1日

○愛媛県告示第250号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年3月26日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3851500169	株式会社sf.	愛媛県東温市志津川106番地・孔雀館103号	佐野涼香	放課後等デイサービス	ソムグ志津川ひろば	愛媛県東温市志津川106番地・孔雀館103号	令和6年3月31日

○愛媛県告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年3月26日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	美川デイサービスセンター	愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1美川保健福祉センター	令和6年3月31日	通所介護

○愛媛県告示第252号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

令和6年3月26日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
愛媛医療生活協同組合	伊予診療所	愛媛県伊予市米湊816番地1	令和6年3月1日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第253号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和6年3月26日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

介護医療院の開設者の名称又は氏名	介護医療院		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
愛媛医療生活協同組合	伊予診療所 介護医療院	愛媛県伊予市米湊816番地1	令和6年3月1日	介護医療院

○愛媛県告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年3月26日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3811500168	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	愛媛県松山市道後町2丁目12番11号	神野 一 仁	自立訓練（生活訓練）	しげのぶ清愛園	愛媛県東温市田窪2119番地1	令和6年3月31日

○愛媛県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷1438番から 同町西谷1436番1まで	旧	メートル 9.0~43.6	キロメートル 0.128	
		上浮穴郡久万高原町西谷1438番から 同町西谷1436番1まで	新	9.0~48.7	0.128	

○愛媛県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のよう開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町有枝1157番2から 同町有枝1162番地先まで	令和6年3月26日
"	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷1438番から 同町西谷1436番1まで	"

○愛媛県告示第257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和6年3月26日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ここいろ	訪問看護ステーション ここいろ	愛媛県宇和島市丸之内三丁目6番1号	令和6年2月15日	訪問看護
株式会社ここいろ	訪問看護ステーション ここいろ	愛媛県宇和島市丸之内三丁目6番1号	令和6年2月15日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年3月26日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	松本 孔	宇和島市妙典寺前乙1013番地1

監事 加藤 定二 宇和島市遊子4656番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	石崎 大樹	宇和島市下波1351番地2
監事	濱田 義比古	宇和島市下波2298番地

○愛媛県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町北平1668番2から 同町北平1665番まで	旧	メートル 4.3～8.7	キロメートル 0.123	
			新	5.4～26.7	0.126	
"	内子河辺野村線	喜多郡内子町北表甲919番4から 同町北表甲894番3まで	旧	11.0～29.3	0.102	
			新	11.0～44.0	0.102	

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争

議行為を行う旨の通知が令和6年3月15日あったので公表する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村 時広

- 1 事件 2024年度賃金引上げ・その他に関する事項
- 2 日時 2024年3月30日正午以降本問題が完全解決に至る間

3 場所

法人名	所在地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
情報入出力管理システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
情報入出力管理システム 一式
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和7年1月1日から令和11年12月31日までの間
- (5) 納入場所
愛媛県警察本部
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部会計課調度係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線(2233)

(2) 入札書の受領期限

令和6年5月30日(木) 午後1時30分

(3) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付時期

公告の日から令和6年5月7日(火)午後5時15分まで

(4) 開札の日時及び場所

令和6年5月30日(木) 午後1時30分

愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 契約の成立
当該入札は、令和6年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Information Input and Output Management System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 30, May, 2024
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1269

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1223）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p>第4章 期末手当及び勤勉手当（第15条 第31条）</p> <p>第5章 給与の支給日等（第32条 第38条）</p> <p>第6章 雑則（第39条 第42条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号。以下「条例」という。）第3条第1項、条例第4条において読み替えて準用する職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第9条の2第1項及び第3項、条例第6条第1項、同条第2項及び条例第16条第3項において読み替えて準用する職員給与条例第14条第3項、条例第7条及び第16条第4項において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項、条例第10条第1号及び第2号、条例第11条第1項、同条第2項において読み替えて準用する職員給与条例第18条の4第3項、条例第12条第1項、<u>同条第4項第2号及び第3号（これらの規定を条例第12条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）</u>、<u>条例第12条第5項、同条第6項、条例第12条の2第5項、第18条第6項及び第18条の2第5項</u>において準用する職員給与条例第19条の3第6項、<u>条例第12条の2第1項及び第3項、条例第15条第1項、条例第16条第2項、条例第18条第1項及び第5項、<u>条例第18条の2第1項及び第3項、条例第20条第2項及び第3項並びに条例第24条の規定に基づき、会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></u></p> <p>（地域手当に相当する報酬）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 条例第4条の規定による地域手当に相当する報酬の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって、当該地域手当に相当する報酬の額とする。<u>条例第10条第1号及び第12条第4項第1号（<u>条例第12条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。</u>）に規定する地域手当に相当する報酬の額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</u></p> <p>（初任給調整手当に相当する報酬）</p> <p>第12条 初任給調整手当に相当する報酬の支給期間は35年（第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあっては、15年）とし、その額は第1号会計年度任用職員の区分及び採用の日又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、第9条第1号又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員で大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあって</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p>第4章 期末手当（第15条 第23条）</p> <p>第5章 給与の支給日等（第24条 第30条）</p> <p>第6章 雑則（第31条 第34条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号。以下「条例」という。）第3条第1項、条例第4条において読み替えて準用する職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第9条の2第1項及び第3項、条例第6条第1項、同条第2項及び条例第16条第3項において読み替えて準用する職員給与条例第14条第3項、条例第7条及び第16条第4項において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項、条例第10条第1号及び第2号、条例第11条第1項、同条第2項において読み替えて準用する職員給与条例第18条の4第3項、<u>条例第12条第1項、<u>第4項第2号</u>及び第3号並びに第5項</u></p> <p>_____、同条第6項及び条例_____第18条第6項_____において準用する職員給与条例第19条の3第6項_____、<u>条例第15条第1項、<u>条例第16条第2項、<u>条例第18条第1項及び第5項</u></u></u>_____、<u>条例第20条第2項及び第3項並びに条例第24条の規定に基づき、会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（地域手当に相当する報酬）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 条例第4条の規定による地域手当に相当する報酬の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって、当該地域手当に相当する報酬の額とする。<u>条例第10条第1号及び第12条第4項第1号_____に規定する地域手当に相当する報酬の額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</u></p> <p>（初任給調整手当に相当する報酬）</p> <p>第12条 初任給調整手当に相当する報酬の支給期間は35年（第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあっては、15年）とし、その額は第1号会計年度任用職員の区分及び採用の日又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員となった日以後の期間の区分に応じた別表_____に掲げる額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、第9条第1号又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員で大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあって</p>

は5年)を超えることとなるもの(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内のものを除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当に相当する報酬が支給されていたものとする。

(1)~(4) 省略

2 初任給調整手当に相当する報酬を支給されている第1号会計年度任用職員が休職にされた場合における当該第1号会計年度任用職員に対する別表第1の適用については、当該休職の期間は、同表の期間の区分の欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する第1号会計年度任用職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当に相当する報酬の額が別表第1に掲げられていないこととなった第1号会計年度任用職員で特別の事情があると認められるものについて、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該第1号会計年度任用職員に支給する初任給調整手当に相当する報酬の額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第4章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当及び勤勉手当の支給日)

第15条 条例第12条第1項、第12条の2第1項、第18条第1項及び第18条の2第1項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の表の基準日の欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ同表の支給日の欄に掲げる日(これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれその前々日、土曜日に当たるときはそれぞれその前日)とする。

省略

(期末手当の支給を受ける職員)

第16条 条例第12条第1項前段又は第18条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日(次条から第19条まで及び第21条において「基準日」という。)に在職する会計年度任用職員(条例第12条第6項及び第18条第6項において読み替えて準用する職員給与と条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

(1)~(4) 省略

(期末手当基礎額等に係る1月当たりの勤務日数及び勤務時間)

第19条 条例第12条第4項第2号に規定する人事委員会規則で定める1月当たりの勤務日数は、基準日(条例第12条の2第4項において読み替えて準用する場合にあっては、第24条に規定する基準日。以下この条において同じ。)時点で任用されている第1号会計年度任用職員の勤務日数について次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める勤務日数とする。

(1)~(3) 省略

2 省略

(期末手当に係る在職期間)

第20条 省略

2 省略

3 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由

は5年)を超えることとなるもの(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内のものを除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当に相当する報酬が支給されていたものとする。

(1)~(4) 省略

2 初任給調整手当に相当する報酬を支給されている第1号会計年度任用職員が休職にされた場合における当該第1号会計年度任用職員に対する別表の適用については、当該休職の期間は、同表の期間の区分の欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する第1号会計年度任用職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当に相当する報酬の額が別表に掲げられていないこととなった第1号会計年度任用職員で特別の事情があると認められるものについて、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該第1号会計年度任用職員に支給する初任給調整手当に相当する報酬の額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第4章 期末手当

(期末手当の支給日)

第15条 条例第12条第1項及び第18条第1項に規定する期末手当の支給日は、次の表の基準日の欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ同表の支給日の欄に掲げる日(これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれその前々日、土曜日に当たるときはそれぞれその前日)とする。

省略

(期末手当の支給を受ける職員)

第16条 条例第12条第1項前段又は第18条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に在職する会計年度任用職員(条例第12条第6項及び第18条第6項において読み替えて準用する職員給与と条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

(1)~(4) 省略

(期末手当基礎額に係る1月当たりの勤務日数及び勤務時間)

第19条 条例第12条第4項第2号に規定する人事委員会規則で定める1月当たりの勤務日数は、基準日時点で任用されている第1号会計年度任用職員の勤務日数について次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める勤務日数とする。

(1)~(3) 省略

2 省略

(期末手当に係る在職期間)

第20条 省略

2 省略

3 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由

に該当して休職にされた者（以下「公務傷病等による休職者」という。）であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は、行わない。

（一時差止処分に係る在職期間）

第22条 条例第12条第6項、第12条の2第5項、第18条第6項及び第18条の2第5項において読み替えて準用する職員給与条例第19条の2及び第19条の3に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 省略

（一時差止処分に係る準用）

第23条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 204）第7条の3から第7条の9までの規定は、条例第12条第6項、第12条の2第5項、第18条第6項及び第18条の2第5項において準用する職員給与条例第19条の3第2項に規定する一時差止処分について準用する。この場合において、同規則第7条の3中「職員給与条例第19条の3第2項（職員給与条例第19条の4第5項及び第21条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は教育職員給与条例第19条の3第2項（教育職員給与条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。）」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第12条第6項、第12条の2第5項、第18条第6項及び第18条の2第5項において準用する職員給与条例第19条の3第2項」と、同規則第7条の5中「職員給与条例第19条の3第2項又は教育職員給与条例第19条の3第2項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第12条第6項、第12条の2第5項、第18条第6項及び第18条の2第5項において準用する職員給与条例第19条の3第2項」と、同規則第7条の7中「職員給与条例第19条の3第5項（職員給与条例第19条の4第5項及び第21条第6項において準用する場合を含む。）及び教育職員給与条例第19条の3第5項（教育職員給与条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。）」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第12条第6項、第12条の2第5項、第18条第6項及び第18条の2第5項において準用する職員給与条例第19条の3第5項」と読み替えるものとする。

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第24条 条例第12条の2第1項前段及び第18条の2第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員は、これらの項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職する会計年度任用職員（条例第12条の2第5項及び第18条の2第5項において読み替えて準用する職員給与条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

- (1) 第16条第1号から第3号までのいずれかに該当する会計年度任用職員
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、育児休業条例第9条第2項の規定の適用を受ける会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

第25条 条例第12条の2第1項後段及び第18条の2第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であった者

に該当して休職にされた者 _____
_____であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は、行わない。

（一時差止処分に係る在職期間）

第22条 条例第12条第6項及び _____ 第18条第6項 _____
_____において読み替えて準用する職員給与条例第19条の2及び第19条の3に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 省略

（一時差止処分に係る準用）

第23条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 204）第7条の3から第7条の9までの規定は、条例第12条第6項及び _____ 第18条第6項 _____
_____において準用する職員給与条例第19条の3第2項に規定する一時差止処分について準用する。この場合において、同規則第7条の3中「職員給与条例第19条の3第2項（職員給与条例第19条の4第5項及び第21条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は教育職員給与条例第19条の3第2項（教育職員給与条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。）」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第12条第6項及び _____ 第18条第6項 _____
_____において準用する職員給与条例第19条の3第2項」と、同規則第7条の5中「職員給与条例第19条の3第2項又は教育職員給与条例第19条の3第2項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第12条第6項及び _____ 第18条第6項 _____
_____において準用する職員給与条例第19条の3第2項」と、同規則第7条の7中「職員給与条例第19条の3第5項（職員給与条例第19条の4第5項及び第21条第6項において準用する場合を含む。）及び教育職員給与条例第19条の3第5項（教育職員給与条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。）」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第12条第6項及び _____ 第18条第6項 _____
_____において準用する職員給与条例第19条の3第5項」と読み替えるものとする。

(2) その退職の後基準日までの間において第17条第2号アからウまでに掲げる者(当該基準日に勤勉手当が支給される者に限る。)となったもの

2 第18条の規定は、前項の場合に準用する。

(勤勉手当の支給割合)

第26条 条例第12条の2第3項及び第18条の2第3項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)に第30条に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第27条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第28条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第16条第2号及び第3号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(第20条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている会計年度任用職員として在職した期間
- (3) 退職にされていた期間(公務傷病等による退職者であった期間を除く。)
- (4) 条例第22条第1項の規定により給与を減額された期間
- (5) 休暇の許可を受けて勤務しなかった期間のうち、任命権者が定める期間
- (6) 育児休業法第19条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第29条 第21条第1項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

(勤勉手当の成績率)

第30条 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第12条の2第1項又は第18条の2第1項の会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が優秀な会計年度任用職員 100分の105.5以上
- (2) 勤務成績が良好な会計年度任用職員 100分の98.5
- (3) 勤務成績が良好でない会計年度任用職員 100分の90以下

2 前項の場合において、会計年度任用職員の成績率を同項第3号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の

定めるところによるものとする。

第31条 前条に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第5章 給与の支給日等

- 第32条** 省略
- 第33条** 省略
- 第34条** 省略
- 第35条** 省略

第36条 職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 65）第12条第1項から第3項までの規定は、条例第20条第3項に規定する人事委員会規則で定める日について準用する。この場合において、職員の通勤手当の支給等に関する規則第12条第1項中「職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 0）第2条に規定する給料の支給定日」とあるのは「会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1223）第32条第1項の規定による給与の支給日」と読み替えるものとする。

2 省略

- 第37条** 省略
- 第38条** 省略

第6章 雑則

- 第39条** 省略
- 第40条** 省略
- 第41条** 省略
- 第42条** 省略

別表第1（第12条関係）

省略

備考 省略

別表第2（第27条関係）

勤務期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

第5章 給与の支給日等

- 第24条** 省略
- 第25条** 省略
- 第26条** 省略
- 第27条** 省略

第28条 職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 65）第12条第1項から第3項までの規定は、条例第20条第3項に規定する人事委員会規則で定める日について準用する。この場合において、職員の通勤手当の支給等に関する規則第12条第1項中「職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 0）第2条に規定する給料の支給定日」とあるのは「会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1223）第24条第1項の規定による給与の支給日」と読み替えるものとする。

2 省略

- 第29条** 省略
- 第30条** 省略

第6章 雑則

- 第31条** 省略
- 第32条** 省略
- 第33条** 省略
- 第34条** 省略

別表（第12条関係）

省略

備考 省略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

警備業法施行細則及び愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

警備業法施行細則及び愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(警備業法施行細則の一部改正)

第1条 警備業法施行細則(平成15年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(不認定通知書の様式)</p> <p>第2条 施行規則第5条に規定する通知書の様式は、不認定通知書(様式第1号)のとおりとする。</p> <p>(認定<u> </u>の不更新通知書の様式)</p> <p>第3条 施行規則第10条に規定する通知書の様式は、<u>認定不更新通知書</u>(様式第2号)のとおりとする。</p> <p>(死亡等の届出<u> </u>の手続)</p> <p>第5条 施行規則第25条に規定する<u> </u>届出書の提出は、<u>法第12条届出書</u>(様式第4号)により行うものとする。</p> <p>様式第2号(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;"><u>認定不更新通知書</u></p> <p>省略</p> <p>年 月 日付けで申請のあった認定<u> </u>の有効期限の更新については、次の理由により認定<u> </u>の有効期限の更新をしないので、警備業法第7条第3項の規定により通知する。</p> <p>省略</p> </div> <p>様式第3号(第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>認定をした <u> </u> 公安委員</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>会の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定年月日</td> <td>認定 <u> </u> の番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> </div> <p>様式第4号(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;"><u>法第12条届出書</u></p> <p>省略</p> <p>警備業法第12条 <u>第1項 </u> の規定により届出書を提出 <u>第2項 </u></p> <p>します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>認定をした <u> </u> 公安委員</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>会の名称</td> <td></td> </tr> </table> </div>	省略		認定をした <u> </u> 公安委員	省略	会の名称		認定年月日	認定 <u> </u> の番号	省略		省略		認定をした <u> </u> 公安委員	省略	会の名称		<p>(不認定通知書の様式)</p> <p>第2条 施行規則第6条に規定する通知書の様式は、不認定通知書(様式第1号)のとおりとする。</p> <p>(認定証の不更新通知書の様式)</p> <p>第3条 施行規則第10条に規定する通知書の様式は、<u>認定証不更新通知書</u>(様式第2号)のとおりとする。</p> <p>(認定証の返納等の手続)</p> <p>第5条 施行規則第25条に規定する認定証の返納又は届出書の提出は、<u>認定証返納届出書</u>(様式第4号)により行うものとする。</p> <p>様式第2号(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;"><u>認定証不更新通知書</u></p> <p>省略</p> <p>年 月 日付けで申請のあった認定証の有効期限の更新については、次の理由により認定証の有効期限の更新をしないので、警備業法第7条第3項の規定により通知する。</p> <p>省略</p> </div> <p>様式第3号(第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>認定証を交付した公安委員</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>会の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定年月日</td> <td>認定証の番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> </div> <p>様式第4号(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;"><u>認定証返納届出書</u></p> <p>省略</p> <p>警備業法第12条 <u>第1項・第2項 </u> の規定により <u>認定証を返納</u> <u>第3項 </u> <u>届出書を提出</u></p> <p>します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>認定証を交付した公安委員</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>会の名称</td> <td></td> </tr> </table> </div>	省略		認定証を交付した公安委員	省略	会の名称		認定年月日	認定証の番号	省略		省略		認定証を交付した公安委員	省略	会の名称	
省略																																	
認定をした <u> </u> 公安委員	省略																																
会の名称																																	
認定年月日	認定 <u> </u> の番号																																
省略																																	
省略																																	
認定をした <u> </u> 公安委員	省略																																
会の名称																																	
省略																																	
認定証を交付した公安委員	省略																																
会の名称																																	
認定年月日	認定証の番号																																
省略																																	
省略																																	
認定証を交付した公安委員	省略																																
会の名称																																	

認定の番号	省略
届出事由 の発生年月 日	省略
届出をする こととな った事由	1 認定を受けた者が死亡した。 2 認定を受けた法人が合併により消滅し た。 3 認定が取り消された。 4 認定の有効期限が満了した。

注 1・2 省略

3 届出をする こととなった事由欄は、該当する番号
を で囲むこと。

4 省略

様式第6号（第7条、第9条関係）

省略
認定をした 公安委員会の名称
省略
認定の番号
省略

注 省略

認定証の番号	省略
認定証返納事 由の発生年月 日	省略
認定証を返納 することとな った事由	1 警備業を廃止した。 2 認定が取り消された。 3 認定証の有効期限が満了した。 4 亡失した認定証を発見し、又は回復した。 5 認定証の交付を受けた者が死亡した。 6 認定証の交付を受けた法人が合併により 消滅した。

注 1・2 省略

3 認定証を返納することとなった事由欄は、該当する番号
を で囲むこと。

4 省略

様式第6号（第7条、第9条関係）

省略
認定証を交付した公安委員会の名称
省略
認定証の番号
省略

注 省略

（愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年愛媛県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>（処分に係る公表）</p> <p>第4条 認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の処分を行った場合は、<u>認定番号</u>、自動車運転代行業者の名称又は記号、主たる営業所が所在する市町、処分年月日、処分内容、処分理由、根拠法令及び処分を行った公安委員会を公表するものとする。ただし、当該処分の公表が適切でない^{と認められる特段の事情がある場合又は法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の同意若しくは法第23条第2項の規定による要請に際し、知事から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合は、この限りでない。}</p> <p>様式第4号（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>認定番号</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </table>	省略	認定番号	省略	<p>（処分に係る公表）</p> <p>第4条 認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の処分を行った場合は、<u>認定証番号</u>、自動車運転代行業者の名称又は記号、主たる営業所が所在する市町、処分年月日、処分内容、処分理由、根拠法令及び処分を行った公安委員会を公表するものとする。ただし、当該処分の公表が適切でない^{と認められる特段の事情がある場合又は法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の同意若しくは法第23条第2項の規定による要請に際し、知事から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合は、この限りでない。}</p> <p>様式第4号（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>認定証番号</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </table>	省略	認定証番号	省略
省略							
認定番号							
省略							
省略							
認定証番号							
省略							

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第1号

愛媛県議会会議規則（昭和30年愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月26日

愛媛県議会議長 三宅浩正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（議案提出の手續及び措置）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、前2項の議案を受理したときは_____、議員及び知事に配付する。</p> <p>（催告の範囲及び方法）</p> <p>第24条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第113条の規定による出席催告をする場合は、議事堂又は議員の住所（第84条の規定による通告をした者については、当該通告の常時連絡場所又は宿所）に文書又は<u>口頭</u>をもってこれを行う。</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第50条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、修正案を_____各議員に配付する。</p> <p>第13章 補則</p> <p>（電子情報処理組織による通知）</p> <p>第111条 <u>議長が行う通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うこととしているもの（第24条及び第25条第2項の規定による通知に限る。）については、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会又は議長若しくは議員若しくは議会の職員であつて法令又は条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「議会等」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により行われた通知については、当該通知を文書等により行うものとして規定した通知に関するこの規則の規定に規定する文書等により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により行われた通知は、同項の通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第25条第2項の規定による議員及び知事に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項に</u></p>	<p>（議案提出の手續及び措置）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、前2項の議案を受理したときは、<u>印刷して</u>、議員及び知事に配付する。</p> <p>（催告の範囲及び方法）</p> <p>第24条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第113条の規定による出席催告をする場合は、議事堂又は議員の住所（第84条の規定による通告をした者については、当該通告の常時連絡場所又は宿所）に文書_____をもってこれを行う。</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第50条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、修正案を<u>印刷して</u>、各議員に配付する。</p> <p>第13章 補則</p>

ついてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

第112条 省略

第111条 省略

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和6年3月26日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
(勤務時間)				(勤務時間)				
第3条 省略				第3条 省略				
2 所属長は、管理者の承認を得て、52週間を超えない範囲内で職員ごとに定める期間について、就業規程第4条第2項の規定による週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の該当日数以上の日数となるように毎4週間につき4日以上の週休日を設け、前項の勤務時間を次の区分によつて割り振るものとする。この場合においては、勤務時間が割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。				2 所属長は、管理者の承認を得て、52週間を超えない範囲内で職員ごとに定める期間について、就業規程第4条第2項の規定による週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の該当日数以上の日数となるように毎4週間につき4日以上の週休日を設け、前項の勤務時間を次の区分によつて割り振るものとする。この場合においては、勤務時間が割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。				
区 分		始業時間	終業時間	区 分		始業時間	終業時間	
省略				省略				
病院	省略			病院	省略			
	時差勤務	省略			時差勤務	省略		
		遅出	省略			遅出	省略	
		深夜	午前零時			午前8時45分	深夜	午前零時
準夜	午後3時15分	午前零時	準夜	午後3時15分	午前零時			
3・4 省略				3・4 省略				

附 則

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。